

令和２年度 第１回千代田区公契約審議会 議事概要

開催日時、場所	令和２年１１月９日（月）午後２時～３時３０分 高齢者総合サポートセンター「かがやきプラザ」４階 研修室３
出席委員	松 江 仁 美 会長 原 麻 子 副会長 鷺 見 博 史 委員 市 川 光 一 委員 田 中 英 二 委員 古 屋 俊 守 委員
審議案件	令和３年度 賃金下限額等について
諮問について	令和３年度賃金下限額について、区長代理として行政管理担当部長から会長へ諮問書を提出
審議内容	○事務局より以下の点を説明 ①条例の対象範囲について 令和３年度から令和７年度までに次のとおり段階的に拡大する。 工事請負 １億５，０００万円 → １億円 業務委託 ３，０００万円 → ２，０００万円 ②適用従事者について ③社会保険加入状況の報告について 委託業務の従事者の一部に未加入者がいることが報告された ④賃金下限額の設定について 工事請負契約は、公共工事設計労務単価の８８％（２年度額を据え置き） 業務委託契約・指定管理協定は、１,０９５円で据え置き 職種別賃金も据え置き
審議内容に係る委員からの意見等	④ 賃金下限額の設定について ・工事請負契約については、９０％を目指して毎年引き上げてきた経過がある。コロナ禍だからこそ、経済不況、地域の経済の悪化を止めるため、８９％に引き上げてもらいたい。 ・工事・委託・指定管理の職種については、エッセンシャルワーカーに該当する。感染のリスクがある中で、毎日、使命感を持って働く方々のモチベーションを下げてはならない。民間賃金の実態を考慮して引き上げてもらいたい。 ・１,０９５円の提案には反対をしないが、１,２００円出さないと、人が集まらないので、下限額の設定は大した問題ではない。建設保全労務単価を基準とすべき職種への適用を検討してほしい。

審議内容に係る 委員からの意見 等	・率を 89%に引き上げた場合、次に公表される労務単価が引き上げ率以上に下がると、下がった金額を適用しないとバランスが取れない。下がる可能性を考慮して、不確定要素が強い状況では据え置きでよい。 ・人手不足で採用が難しいため、求人の金額は上がっているが、コロナ禍で賃金の動きが、今後どうなっていくのかは正直分からないので、据え置きでよい。 ・諸般の事情を考えて実質据え置きという考え方と、こういうときだからこそ、上げていく考え方もあるというところで意見が絞られている。 ③ 社会保険加入状況の報告について ・受注業者の従事者に社会保険の未加入者がいれば、利益に幅が出てくるので、公正な競争にならないから、入札の時点でのチェックをし、最低ラインをクリアしている業者を対象にすることを徹底しなければいけないのではないかな。 ・契約する前に、社会保険の未加入者がいる業者は入札に参加させないようすることは、まだできていない。 ・適正に保険加入がされているかどうかを、事前に確認して契約しないと、違法行為を容認することになるとともに競争性を損なうのではないかな。 ・社会保険の加入が明確に分かるのは、従事者の資格の取得手続きをした資料や本人の健康保険証の写しによる確認である。 → 契約の段階では、だれが就労するか分からないので、労務台帳の提出により履行の確認を行っている。(事務局)
その他意見等	○適正発注について ・単に安ければいいということだけでなく、受注業者が従事者教育や、勤務年数の長期化等も含めて質を向上させるには、適切な価格での発注が必要である。適正な価格を国が出しているのだから、総合評価制度や最低制限価格など、下限額に影響する契約のあり方そのものの検討も進めてもらいたい。